平成２９年（フ）第２９１８号
横浜市栄区笠間３丁目９番46号　K・クラージ102号
破産者　岡田　将尚
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９２９号
横浜市青葉区奈良１丁目５番地１　レジデンス横浜青葉ＳＴＮ102
破産者　伊藤　一希
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９５６号
横浜市青葉区みたけ台37番地20
破産者　相良　　勝
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４６号
横浜市都筑区茅ケ崎中央42番13―702号
破産者　馬場　勝也
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７６８号
川崎市多摩区栗谷３丁目８番８号　栗谷ハイツ　201
破産者　佐藤　一美
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８０７号
川崎市幸区小倉２―32―22　アビリティ新川崎302、住民票上の住所大阪市西淀川区柏里１丁目９番12号
破産者　小松　健太
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１５号
川崎市幸区小倉４丁目21番３―405号　県営小倉団地
破産者　平島　秀雄
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２８０号
石川県白山市乙丸町461番地５
破産者　ルックインテリアこと　藪下秀外志
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５４号
長野県伊那市狐島4284番地２　未来通りマンション301号
破産者　新井　優子
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第３０８号
静岡県御殿場市御殿場283番地　竹ノ花ハイツＣ、前住所静岡県御殿場市萩原466番地の１
破産者　大澤伊知郎
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１２１５号
京都府八幡市八幡園内80番地の２　203号、破産手続開始決定時の住所大阪市北区天満橋１丁目８番70―1208号
破産者　ミニストップ京都室町通万寿寺店、ミニストップイオンモール京都桂川店こと　堀田　秀一
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４７８号
京都市山科区四ノ宮芝畑町37番地１
破産者　前田　剛人
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５３９号
京都市右京区太秦開日町21番地５　Ｐｌｅａｓａｎｔ　Ｖｉｌｌａ開日　Ｄ棟101号、前住所京都市右京区常盤御池町14番地の９
破産者　林　　澪子
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８５７号
京都市伏見区下鳥羽北円面田町59番地　バードハイツ　303号、前住所京都市伏見区深草西浦町６丁目66番地17
破産者　なかまこと　森脇　信行
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８５９号
京都市伏見区深草飯食町837番地　朝日プラザ深草　604
破産者　山村　和孝
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９２３号
京都市東山区福稲御所ノ内町34番地１　ハイム福稲Ｂ棟315号
破産者　宇都　一政
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２５０号
京都府木津川市山城町平尾西方儀４番地
破産者　東川　靖功
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７１号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島６棟203号
破産者　森田　眞司
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係